

★提言に対する対応一覧表

提言内容	提言に対する対応		
	対応方針	再発防止策 【対応時期】	
<p>(1) 各部署における連携 ア 職員の意識醸成に関すること</p> <p>・安心・安全に伴う業務は、本来、市民の生命、身体、財産にかかわるものとして、全庁的に取りくむべきものであるが、何か起こらない限り主管部署で対処すれば十分と思われがちで、初期対応の重要性が十分に認識されていなかった感がある。</p> <p>・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。</p>	<p>職員の危機管理意識の強化</p>	職員研修の実施	<p>A 安全・安心に関する情報に対し、迅速かつ確実な対応を実施していくためには、危機管理に関する特定部署の職員のみならず、すべての職員が高い危機管理意識を持ち、市民への対応や情報共有に務める必要がある。</p> <p>⇒そこで、<u>各階層別研修や、全部区局を対象とした危機管理意識を向上させる研修など、所属にとられない形で職員への研修を実施【随時実施】</u>し、すべての職員について危機管理意識に係る知識の習得や意識向上を図るものとする。</p>
			<p>B 高い危機管理意識の習得、保持にあたっては、災害や危機管理に係る業務についての知識の習得も重要な手段の一つとなる。</p> <p>⇒そこで、<u>従来各課で個別に実施、参加している研修について、他の関連部署の職員にも積極的な参加を促す【随時実施】</u>ことで、幅広い知識を持った職員の育成を図ると共に、関連部署間で連携して事態に対処する重要性等への理解を深めることに繋げるものとする。</p>
		通報等に対する適切な対応	<p>C 市民からの通報・相談は、安全・安心に関する情報の収集や対応に向けた端緒として、大きな役割を有している。しかし、通報・相談は必ずしも関連する業務を所管する部署に対してされるものとは限らない。</p> <p>その際に重要となるのが、通報・相談を受けた部署が正確な情報を、迅速かつ確実に業務を所管する部署へ伝達することである。</p> <p>⇒そこで、通報・相談を受けた部署は、業務の所管に関わらず、現地調査等により現状を整理、把握することを徹底すると共に、<u>庁内ネットワークを活用した情報共有システムを構築し、関連する部署との情報共有を図る。</u></p> <p>【試験運用中・令和5年10月中運用開始予定】</p>
			<p>D 市民の安全・安心に関しては、法令に則った適切な対応により事案の解決を図るだけでなく、市民の不安、疑念を取り除き、精神的な安寧を確保するための対応も重要となる。</p> <p>⇒そこで、安全・安心に関する通報・相談を受けた部署は、現況や市の対応状況を丁寧に説明するとともに、<u>庁内調整等が必要な案件については受付部署で対応方法を整理、共有し、対応状況を相手方へ報告する等、市民目線での対応を徹底する。【継続実施中】</u></p>

<p>(1) 各部署における連携 イ 情報共有に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。 ・市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有をするシステムの整備及び人材の育成が望まれる。 ・認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。 ・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。 	<p>情報収集の徹底</p>	<p>地形データ等を用いた情報収集</p>	<p>E</p> <p>盛土等は、山間部や傾斜地等、日常的な人の出入りがなく、容易に目が行き届かない地域で行われることも多い。また、長い年月をかけて不法投棄がされることもある等、人の目による情報収集だけでは把握が困難な事案も多い。しかし、それらの盛土等であっても、崩落等により広範な地域に大きな被害をもたらすことがあり、確実な情報収集を図る必要がある。</p> <p>⇒そこで、他自治体で行われている事業も参考とし、<u>地形データ等を活用して盛土等が疑われる地点を抽出することで、市域全体について盛土等に関する正確な情報収集及び早期対応が可能となるシステムの整備【令和7年度予定】</u>について既に検討を始めている。</p>
		<p>巡回業務等における現況確認</p>	<p>F</p> <p>市が行う業務において巡回や個別の立ち入り調査等を行い、土地の利用状況や状態を確認するものがある。</p> <p>これまでも、それらの業務中に偶々認知された情報を関係部署に共有し、不適切事案の発見に繋げた事例があるが、職員の危機管理意識を向上させることで、より多くの情報の収集、事案の発見に繋げることができると考える。</p> <p>⇒そこで、<u>現地確認等を行う業務を行う際は、調査対象の土地だけでなく、周囲の土地にも意識を配る等、土地の利用状況等の変化への意識の向上を図り、様々な機会を活かした情報収集の強化に努める。</u></p> <p><u>土地の利用状況等の変化が疑われる場合には、関係部署への情報提供を速やかに行うものとする。【継続実施中】</u></p>
		<p>通報システムの整備</p>	<p>G</p> <p>広大な浜松市域全体を、職員の目のみで監視することは難しく、盛土等に関する情報の収集に当たっては、地域で暮らす住民からの通報・相談等による情報提供が重要となる。</p> <p>これまでも、電話や窓口等で多くの情報をお寄せいただき、対応へ繋げてきたところではあるが、電話や窓口という口頭でのやり取りでは、必要な情報が不明瞭となってしまうところもあった。</p> <p>また、職員に直接口頭で情報を提供することのハードルもあったものと思われる。</p> <p>⇒そこで、市民が自らの都合に合わせた通報方法を選択できるよう、<u>オンラインで盛土等の情報が通報可能なシステム（LoGoフォーム）の構築【令和5年10月中予定】及び浜松市公式LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」を拡充【令和5年度中予定】</u>し、より正確かつ多数の情報提供を得られるよう、環境を整えるものとする。</p>

<p>(1) 各部署における連携 イ 情報共有に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期段階でどの部署が対応を行った場合でも、連携・情報共有することができる体制の整備が望まれる。 ・市民の安全・安心に関わる情報については、効果的に情報共有をするシステムの整備及び人材の育成が望まれる。 ・認識した事態を記録化し、後に引き継げる体制づくりも必要である。 ・各職員においても、市民の安全・安心に対する意識を高め、積極的な情報共有を行うことが求められる。 	<p>情報共有システムの整備</p>	<p>H</p> <p>不適切な盛土等に関し、迅速かつ適切な対応を行っていくためには、関係部署間での正確かつ確実な情報共有が不可欠である。</p> <p>しかし、日々多くの情報が収集される中、個々の職員が各部署の所掌事務、保有権限等を正確に把握し、十分な情報共有を行うことは決して容易ではない。</p> <p>⇒そこで、全職員が接続可能な庁内システム内に、<u>盛土等に関する情報を入力するためのフォーム及び入力された情報を集約して閲覧可能なシステムを整備する。</u>【試験運用中・令和5年10月中運用開始予定】</p> <p>盛土等業務に関連する部署は、日々当該システムから必要な情報を取得することで、状況の把握や適切な対応へと繋げていく。これにより、市のどの部署、どの職員が入手した情報であっても、確実に関係部署に情報を伝達することができる。</p>	
	<p>情報共有の徹底</p>	<p>I</p> <p>不適切な盛土等に関する体制整備</p>	<p>盛土等の事案の解決に向けては、高度な専門的知識が求められる場合や、必要な対策が長期間にわたる場合、複数の法令、部署が関連し権限が不明瞭な場合等があり、最終的な解決のためには、全庁的に円滑な連携、協力体制を取ることが必要となる。</p> <p>⇒そこで、盛土等に対する対応を確実に実施するとともに、盛土等を起因とする災害の未然防止を図ることを目的として、<u>「浜松市盛土等対策協議会」を設置する。</u>【継続実施中】</p> <p>浜松市盛土等対策協議会は、事務局である都市整備部土地政策課が主体となつて、盛土等に関する情報や課題の共有、関係法令の整理、横断的な業務応援や協力体制の構築を始め、必要に応じて専門家から意見を聴取することや対応状況の継続的な確認等、事案の解決に向け必要な全庁的な対応を主導する。</p> <p>その際には、盛土関連法令のみを対象とするのではなく、その他の法令を含め関係法令の整理を行い、安全・安心の確保に向け、あらゆる対応を模索、調整、実施していくものとする。</p> <p>また、個別事案の解決に向けた対応だけでなく、職員の意識向上に向けた対策、県との連携に必要な調整等、盛土等に関する事務広範に関与するものである。</p>
	<p>専門家との連携</p>	<p>J</p> <p>不適切な盛土等の調査等に関する 専門家との連携</p>	<p>盛土等については、外観から規模、危険性等を正確に判断することが困難な事例も多く、職員だけではその危険性や必要な対応について正確な判断が難しい事例がある。</p> <p>⇒そこで、不適切な盛土等の現地確認や安全性の判断等に専門的な知見を要すると考えられる場合に、<u>専門家から必要な助言やアドバイスを得られるよう、協定の締結や委員の任命等、必要な体制を整備する。</u>【令和6年度予定】</p>

<p>(2) 静岡県との連携</p> <p>市民・県民の安全・安心に関する情報については、市に権限がないとしても、現場により身近な基礎自治体から発信する等、県との間の円滑な連絡、情報を提供する体制の整備が求められている。</p>	<p>県との連携の強化</p>	<p>情報共有体制の構築</p>	<p>K</p> <p>危機管理に関する種々の事案について、様々なご意見、情報が市、県を問わず住民から寄せられている。それらの意見、情報を市と県とで確実に共有し、事案解決に向けて連携していく必要がある。</p> <p>⇒そこで、<u>盛土等対策協議会を中心として組織的な連携を緊密にしていくと共に、職員レベルでの情報共有も徹底すべく、それぞれ管轄する事務や関係する部署の整理、県の事務に係る研修会への市職員の積極的な参加等、相互の事務に関する理解の深化を推し進める。【継続実施中】</u></p>
		<p>事案解決に向けた連携</p>	<p>L</p> <p>県が権限を有する業務であっても、住民からの通報、相談、要望等は、最も身近な自治体である市に対して行われることは多い。事案の円満かつ最終的な解決のためには、それら住民の意見を尊重し、対応に反映していく必要がある。</p> <p>⇒そこで、市は県に対して情報共有を行うに留まらず、<u>事案解決に向けた対応方針の提言や、現地調査、市民との意見交換のためのサポートを行う等、県と市とで連携して事案の解決に当たっていく。【随時対応】</u></p>
<p>(3) 今次災害教訓の継承</p> <p>市が行った災害発生後の応急措置については、二次災害が発生し住民にこれ以上の影響を及ぼさないよう真摯に取り組んでいた。こうした事後の取り組みだけでなく、事前の対処も充実させることで、安全・安心に関する市民の信頼感が醸成される。</p>	<p>災害教訓の継承</p>	<p>継続的な監視体制の構築</p>	<p>M</p> <p>今回被害を生じさせた盛土については、市から所有者側へ働きかけていたものの、最終的に相手方の反応を待つ間に災害が発生してしまった。</p> <p>災害発生の前抑止に向けては、法令に則った適切な対応を行うことだけでなく、安全・安心が確保される最終的な解決までにかかる期間を意識し、迅速な措置を心がける必要がある。</p> <p>⇒そこで、<u>対応が未完了となっている事案について、継続的に監視する体制を構築【随時対応】し、事案の進捗状況、行政指導後の相手方の対応、相手方との連絡が取れているか等、所管部署全体として状況の把握に努め、事案解決に向け対応が滞らないよう継続していくことを徹底する。</u></p> <p>また、対応に要している期間、緊急性に応じ盛土等対策協議会において対応方針の検討、調整を行い、事案解決まで全庁的に対応を進めていくものとする。</p>
		<p>盛土等に関する情報の市民等への周知</p>	<p>N</p> <p>盛土等に関し、市民はその安全性を外観から判断することが難しく、また、正確な情報を得る手段も限られることが、土砂災害に係る不安感に繋がる可能性がある。市民が安全・安心な生活を送るためには、盛土等に関する正確な情報が広く周知される必要があると考える。</p> <p>⇒そこで、<u>不適切な盛土等をさせないよう事業者等への盛土規制制度の周知【継続実施中】を行うとともに、盛土等に関する情報の公表を積極的に行うべく、誰でも閲覧可能な盛土マップをインターネット上に整備【令和7年度予定】する。</u></p>